

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月30日
【会社名】	タカラスタンダード株式会社
【英訳名】	TAKARA STANDARD CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡 辺 岳 夫
【本店の所在の場所】	大阪市城東区鳴野東 1丁目 2番 1号
【電話番号】	06 ( 6962 ) 1531 大代表
【事務連絡者氏名】	本社総務部長 櫻 藤 正 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 6丁目12番13号
【電話番号】	03 ( 5908 ) 1231
【事務連絡者氏名】	専務執行役員東京支社長 久 森 勝 彦
【縦覧に供する場所】	当社東京支社 ( 東京都新宿区西新宿 6丁目12番13号 ) 当社名古屋支店 ( 名古屋市東区矢田 3丁目 2番24号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2番 1号 )

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第142回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

普通株式1株につき金7円(普通配当5円、特別配当2円)

#### 第2号議案 株式併合の件

平成28年10月1日を効力発生日として、当社普通株式を2株につき1株の割合で併合する。

#### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、土田 明、吉川秀隆および高橋源樹の3氏を選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松隈 泉氏を選任する。

#### 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員報酬体系の見直しの一環として、平成28年3月28日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本株主総会終結のときをもって廃止することを決議した。これに伴い、在任中の取締役5名に第3号議案で取締役に再任された土田 明氏を加えた6名ならびに在任中の監査役2名に第4号議案で監査役に再任された松隈 泉氏を加えた3名に対し、本株主総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において打切り支給するものとする。贈呈の時期は各氏の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

#### 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第133回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議し今日に至っているが、その後の経済情勢の変化および退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を年額4億円以内(うち社外取締役分3,000万円以内)と改定する。

#### 第7号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第120回定時株主総会において、月額360万円以内と決議し今日に至っているが、その後の経済情勢の変化および退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を年額7,000万円以内と改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案 剰余金の配当の件	135,647	271	0	(注)1	(注)4 99.19	可決
第2号議案 株式併合の件	135,909	9	0	(注)2	(注)4 99.38	可決
第3号議案 取締役3名選任の件				(注)3	(注)4	
土田 明	131,598	4,320	0		96.23	可決
吉川秀隆	131,288	4,630	0		96.00	可決
高橋源樹	131,765	4,153	0		96.35	可決
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	(注)4	
松隈 泉	127,196	8,722	0		93.01	可決
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止 に伴う打切り支給の件	127,012	8,906	0	(注)1	(注)4 92.87	可決
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	135,884	34	0	(注)1	(注)4 99.36	可決
第7号議案 監査役の報酬額改定の件	135,884	34	0	(注)1	(注)4 99.36	可決

(注)1. 出席した株主の有する議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 賛成率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上